

# 学校いじめ防止基本方針

大阪府立西野田工科高等学校  
(定時制の課程)  
令和4年5月12日改訂

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自分を大切にするとともに他の人も大切にすることを教育目標」としており、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ア 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ対策委員会」

#### (2) 構成員

准校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談主担、  
人権教育推進委員長、支援コーディネーター、(関係教員)

#### (3) 役割

##### ア 未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### イ 早期発見・事案対処

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

##### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

西野田工科高等学校（定時制の課程） いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年・4年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人面談  生徒状況の集約	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人面談  人権HR (いじめを考える)	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人面談  人権HR (いじめをなくすために)	いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有)  情報共有会議 (集約された生徒情報を共有)  「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	校外学習	校外学習	校外学習	
6月	校内大会	校内大会	校内大会	
7月	アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施  就労支援（社会性の育成）  家庭訪問・保護者懇談週間	アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施  就労支援（社会性の育成）  家庭訪問・保護者懇談週間	アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施  HR（進路指導を通じて社会性について考える）  家庭訪問・保護者懇談週間	アンケート回収箱の設置  後援会総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明  情報共有会議 (生徒状況の共有)  いじめ対策委員会 (進捗確認)
8月				
9月	個人面談	個人面談	個人面談	個人面談
10月	人権教育  「いじめアンケート」実施	人権教育  「いじめアンケート」実施	人権教育  「いじめアンケート」実施	教職員間による公開授業週間 (わかる授業づくりの推進) いじめ対策委員会 (状況報告と取組みの検証)
11月	芸術鑑賞	芸術鑑賞	芸術鑑賞	
12月	アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施  保護者懇談	アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施  保護者懇談	アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施  保護者懇談	アンケート回収箱の設置  情報共有会議 (生徒状況の共有)
1月				
2月				いじめ対策委員会 (年間の取組みの検証)
3月	保護者懇談	保護者懇談	保護者懇談	

#### 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

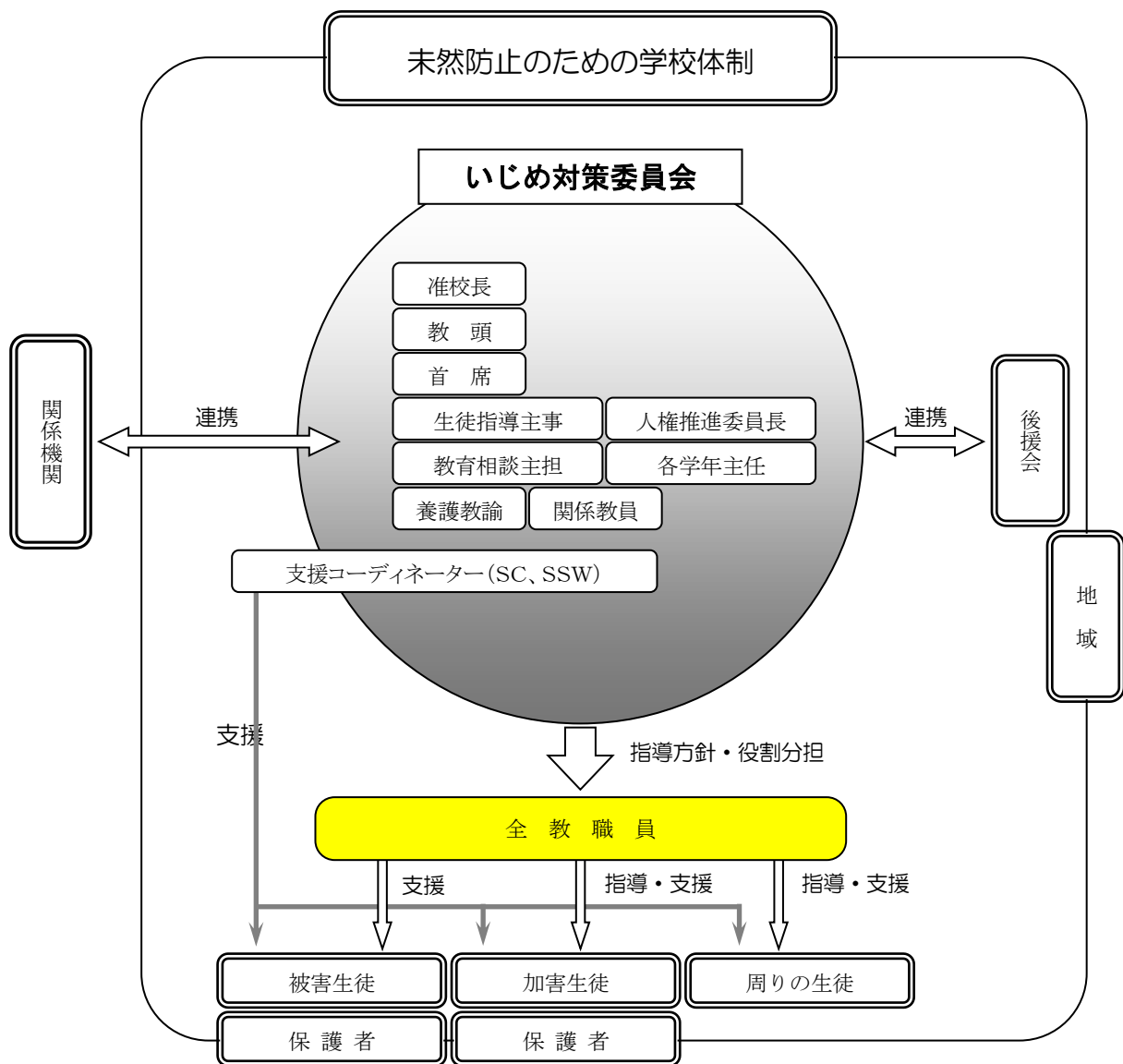
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会において年3回、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重の態度を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探求の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、「いじめは、どの学級・集団にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。生徒と同じ目線で考え、生徒たちと場を共にすることで生徒の心の変化を知るように努める。

また生徒に対し、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ、無視、陰口等）や「観衆」・「傍観者」としての振舞いも、被害生徒の心を大きく傷つける行為であることを認識させるとともに、被害と加害は誰にも起こり得る可能性があることを認識させ、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作成させる。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

そのために、主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」に取り組む。また、授業を中心に学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫して他者との違いを認め合う仲間づくりを行う。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通した予防的な取り組みを計画・実施する。

教職員は教材研究に励み、研究授業などを通じて分かりやすい授業づくりを進める必要がある。異なる専門教科の教職員からの助言や指導を受けるように公開授業週間を年3回設定する。生徒が授業で活躍できるようになれば学力向上とともに、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。学力に対する自信のなさや不安がひやかしやからかいの原因になり、さらに生徒は学習意欲を低下させる。学力低下が自信のなさや不安を増幅させる悪循環になりいじめを生むことにつながる。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために学級活動や学校行事を工夫する必要がある。そのなかで「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が生徒たちを成長させる。教職員の温かな声かけが自己肯定感につながり、生徒は大きく変化する。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる集団づくりを行う工夫をする。ストレスを感じた時に運動や趣味などで発散したり、誰かに相談するなど適切に対処できる力を育む。集団の一員としての自覚や自信を育むことによりストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。そのために学級活動や特別活動等を通じて集団行動をとまなうプログラムを作成する。

いじめを助長するような教職員の不適切な態度や言動等、指導の在り方に注意を払うため教員間で確認する場や研修を行い、教職員の言動が生徒たちにどのように受け止められているか考える。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、互いに教えあったり発表する場を創る。また、それぞれの違いを認め合う仲間づくりの場として芸術鑑賞や校内大会等を実施する。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、自発的、自治的な活動である生徒会活動やホームルーム活動の中で、いじめをテーマとした時間を年間計画に位置づけ、指導を行う。年齢に関係なくお互いに認め合い、助け合う関係を築くために校外学習などの学校行事を工夫する。また生徒会活動や部活動を活性化させる。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

生徒やクラスの様子を知るために教職員の気づきが大切である。生徒と同じ目線で物事を考えるため生徒と共に行動することで生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように注意する。

教職員が生徒情報共有会議やケース会議により、積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを7月・10月・12月の年3回実施する。

定期的な教育相談としては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの来校日を教職員に周知し、生徒に関わる事象の相談やケース会議を実施する。

日常の観察として校門指導や廊下当番を設置することで挨拶運動や声掛けを行う。担任は年度当初及び後期当初に定期的な個人面談を行う。担任を中心に教科担当や部顧問と密接に連携をとり、生徒が活動する場所に常に教職員がいる状況にする。

これらの取り組みを通じて、生徒のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応していく。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため担任は保護者に密接に連絡を行う。個人面談を4月と9月に実施し、家庭状況を把握し、保護者懇談週間を年間2回設定し、懇談を実施する。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、教育相談係を設置して、いつでも生徒の相談を受け付ける体制をつくる。年間を通じてスクールカウンセラーを活用する。また、第5章に示す外部機関の相談窓口等についても周知する。

(4) ホームページや配布物、ポスター等により相談体制を広く周知する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、十分に注意する。

(6) いじめ対策委員会のみならず職員会議や生徒情報共有会議も活用し、これらの措置が適切に機能しているか、定期的に点検する。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当り、再発防止をはかる。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導を行う。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年団や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後はいじめ対策委員会が中心となり速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、科目「情報の科学」や「総合的な探求の時間」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。



## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

## 第5章 その他

### 『LINE 相談』大阪府教育センター

毎週月曜日 17:00~21:00 (受付は20:30まで)

※1月3日(月)はお休みです。

※1月6日(木)、1月7日(金)は実施します。

右記のQRコードから友だち登録してください。



### 『すこやか教育相談 24』

電話：0120-0-78310 (無料) 24時間対応の電話相談窓口です。

### 『すこやか教育相談』大阪府教育センター

「すこやかホットライン」(子どもからの相談)

電話：06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

「さわやかホットライン」(保護者からの相談)

電話：06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

「しなやかホットライン」(教職員からの相談)

電話：06-6607-7363 Eメール：sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談：月曜日～金曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始は休みです)

Eメール相談：24時間窓口設置 (但し回答は後日)

FAX相談(06-6607-9826)：24時間窓口設置 (但し回答は後日)

面接相談：学校を通しての予約が必要です。(祝日・年末年始は休みです)

### 『子ども家庭相談室』被害者救済システム

子ども専用無料電話(フリーアクセス)：0120-928-704

保護者等(通話料がかかります)：06-4394-8754

月・火・木曜日 10:00～20:00 (祝日・休日・年末年始は休みです)

大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です。

### 『チャイルドライン』チャイルドライン支援センター

電話：0120-99-7777 (無料)

毎日 16:00～21:00 (12月29日から1月3日は休みです)

18歳までの子ども専用電話